

斯の如く発生した水害に対し如何なる治山政策が採られたか。河川上流の山岳地帯の森林の保存が治山の要証であることは古くから認識されていた。大同元年山城國大井山では土砂の流出甚だしきを以て河辺の林木の伐採が禁止されたが、江戸時代になって各地の水害に対し幕府及諸藩は治山のため種々の禁令を発し、又積極的に森林の造成を行った。その主なものを見ると、竹木の伐採禁止、保養木の移植、柴刈禁止、下刈、下樵の禁止、樹根、草根の掘取禁止、焼畑、薪畑禁止、松藪子の直島、無林地、陳林地の苗木植付、伐木跡地には直ちに造林せしめる、土砂停止林の造成及砂留工を行なう等の施策が行われた。之らは今日の保養林に於ける使用収益の制限禁止或は官林の監督に於ける森林荒廃行為の制限禁止或は又治山施設の諸事業に當るもので、古より斯くの如き治山政策の行われたことは我が自然条件より惹起し易い災害に対する防災対策として注目に値するものということができる。

## 飫肥林業発展の端緒について（概要）

九州大学 塩 谷 先 力

### はじめに

日本に於ける民間優良林業として五指の中に数えられる飫肥林業は、又その起源の古い事でも有数である。国土としては近畿の地に位し下りも林業上自然的立地條件では絶對的優位にある。併し更に經濟的政治的諸條件が林業の發達に好適な環境を醸成した事は指摘されてよい。飫肥林業の起源としては「本邦代表的優良林業 第二輯」（帝國森林会 大正13年）其他に伝えられる事実があるが、更に今次調査によって知り得た史実と組合せて、考察を加えてみたい。

尚本文では一々の典拠を示さず、近く調査結果取纏めの機會に譲る。但し前飫肥町長故山之城民平氏の資料は非常に参考になつた事を記しておく。尚本研究は文部省科学研究の一部であり、調査実施に当つては飫肥宮林署の深厚なる御援助を得た事を特記して謝意を表する。

### 1. 採取林業の進展

採取林業は通常育成林業に先行する形態と考えられている。然るに飫肥地方では育成林業の創始があまりに早かつた為その関係は明瞭でない。

古来飫肥の地方民はその生活上乃至營農上林産物を必要に応じて採取利用し、その需要は概ね満たされていた。林産方面からは飫肥地方として円滑な自給經濟、領域經濟が成立していたものと想像される。採取林業の產物は封建制度下、他國との間の交易の対象となつたのが慶長16年（2代秀忠）であつた。即ち大佛殿建築用材の梁として松の木を向物を北郷村邊ノ河内より取出し、薩摩ヶ島（油

岸)に下りて大阪に船輸送し、薩摩次郎石工門等が取扱っている。大佛殿用材の需要は永年に亘るのを次第に遅く追求められる事になつてゐた。時正に戦役も終つて世は太平になつて来た証左であつた。その代銀 90 貨目 (1500 両に当る。本数は不明)、更に 6 ヘク 商物と 8~9 回物で代銀 36 貨目 (600 両) を得てゐる。天然生木材が斯く巨額の価値を有したのであるから、山林利用に着目する動機となつた事は推察に難くない。

其後元禄年間 (5 代秀吉) 又大佛殿用材として松柱木 50 本を大阪の向島大津屋勘兵衛の販賣で出している。數里を下りて油津から比較的容易に海路大阪方面へ輸送し得た事は、大阪が全国的商業の中心地となつた事と思ひ合せて飴肥材の市場性を高める事になつた。

## 2. 育成林業の端緒

飴肥藩主伊東祐隆が秀吉によって飴肥に封ぜられた時は株高僅か 2 万 8 千石で、朝鮮征伐その他の機会に小溝たるの悲哀を嘗めたので、境内の検知をしては増石に努力した。そして慶長 9 年 (家康の末年) には 3 回の検知により遂に 57,080 石と高揚げしてしまつた。この為藩財政は極度の窮乏に陥り、町内策を各方面に求めたが、その一策として飴肥に近い 4 ヶ村の官士等が協議の上、山林整備に杉の植栽を始めた。元和 9 年 (秀忠の末年) 即ち今年より 327 年前が飴肥の開拓林業の発端といつてよい。

併し享保の頃 (8 代吉宗) 約 100 年は治と發展しなかつた。当時は貴重材であつて藩の御用物と称して伐採権は藩主にあり、太衆にとって使用の対象ともならず無縫の財物で、又造林によって経済的に得るものが殆ど無かつたから大衆の造林意欲を喚起しなかつた。従つて又藩財政に寄与する事もなかつた。

## 3. 育成林業發展の端緒

享保の頃になつて飴肥林業の生産關係に大きな変革があつた。杉山二部一の法の制定である。これは 5 宮 5 民の部分林で植栽した杉は成木の半分を自らの手に収取し得る事は大きな魅力であつたのみならず、當時徳川中期で漸く全国的に盛となって来た產物の交易に伴う木材の交換価値の増大にも利較されたものと思われる。

併し真の隆盛を示したのは天明年勘 (10 代家治) 今より約 170 年前、一部一を三部一に改め民の取分を多くしてからであると云われる。藩の山林に関する職制の整つたのも此の頃である。文化元年 (11 代秀吉) 調べによると、領内の杉自通 3 尺以上のもの凡そその数は 5,764 本。当時 3 尺以上は杉帳に登録されて最前に管理されたものである。木場数は御物杉木場 (官林) 3,078、諸人杉木場 (民林) 8,028 で、木場数に対して本数比極めて少い (尚この外検木場も若干ある)。これはこの本数が二部一時代の検付に相当し丁度三部一になつてから二十数年目で、若い造林地が急速に殖え、あつた事である。此頃は又野中金右工門が植木方に就任して 9 年目であるからその後又木場数が大いに増した筈である。

尚三部一法がその通説の如く 1 官 2 民の分収であつたかと云うに実務的には必ずしもそうでない。

封建藩侯対藩民大農の關係に於て一方的に巧みに官收分の増加が計られたのであって卑ろ逆に2官1民に近かつたと思われる資料がある（這般の詳細は他日に譲る）。

#### 4. 肥城林業の発展

それにも拘らず肥料の部分林育成は益々盛になつた。第一に幕の積極的な勵奨、それは山役人や藩士の黙認として表現された。明治15年山林共進会で2等賞を得た前記野中金右卫門は榎木方役として実に50年勤務勳功、肥料林業の今日の因をなした人であり、3等賞を得た石郡田実右卫門の如きも功労者であつた。

次に肥料の部分林には遅く高利貸資本や商業資本が関与した事である。主に農民であつた仕立主は榎木の帳簿録によつて部分林の分收権を持つに至つたのであるが、更に明かに藩有ならぬ土地では立木と共に土地までも売買処分する事が認められた。農民は立木の担保価値により負債能力を得たのみならず、容易に直接立木土地を換価することが出来た。当地方の部分林分收権は藩制時代に於て既に根柢して所轄高利貸資本の支配下に收められたものが少くない。かくしてこの時代の資本の本原的蓄積に貢献した。

又商業資本の関与とは次の様なことである。殖産興業は藩の大手附であったが、これが為御用商人を活用した。御用商人は木材については木材は勿論薪炭、椎茸、樟腦、イス灰燼の産物を集荷し藩の山方、産物方に納めた。これは油津から大阪の鐵屋敷に移して支拂がされた。更に自らの資本により藩の命を承けて府内山等でそれら事業の直接經營に乗出したのである。その起業は分らぬが弁甲材という独特の商品が生産されて肥料林業の地歩は固められた。この商人は部分林にも手を染め、分收権の入手よりその経営を雇傭労働によって行うことになった。そして明治以後に於て「掛け付けておいて売るのが農民の副業だ」という如き部分林に対する極端な考え方の萌芽さえ看取されるのである。

こゝに高利貸資本、商業資本というもと、別個のものではなく、前者の生長転化して後者となるものと考えて大過ない。商人はその財力の蓄積により漸次勢力強大となり幕末頃には土分を凌ぐに至るのである。

次に見逃し得るのは幕の直営造林である。製炭等にも夫沿は多く用いられたが、造林事業特に然りであった。從つて部分林ならざる純官林の立派な造林地が随所にあつたという。併し之も夫役勘によつたか、部藩民共同による部分林式のものであつたか後年はっきりせず係争事件になつたものもある。又、藩主伊東家に公人私人両面の性格があつて尚紛糾した。

さて之等の点の多くは肥料の特徴的なものとして隣接の福島地方（高麗毛飛地）などとも大いに趣の異つた点である。社会的には幾多の矛盾を包藏しつゝも林業再生産を進めるに役立ち肥料育成林業の展開に貢献した。

とにかく明治の初肥料地方の杉の本数は、10年以上のものの大約300万本といわれた。